

「同窓会報」広告の取扱いならびに料金規定

「同窓会報」掲載の広告取扱いと広告料金を次の通り定める。

1. 広告枠

- (1) 広告の大きさは縦7 c m、横3 c mを1単位とする。
- (2) 名刺広告は1単位とする。
- (3) 企業広告は1単位もしくは2単位以上とする。

2. 料金

- (1) 広告料金は1単位 5, 0 0 0円とする。
- (2) 2単位以上は1単位料金の整数倍とする
- (3) 広告版下の製作費は広告主の負担とする。

3, 掲載検閲と決定者

掲載する広告は社会通念に反するものでないことを編集人が検閲し、その掲載の可否決定は発行人が行う。

2 0 0 5年1 1月1 1日（役員会） 制定